

警察署協議会会議録

東警察署協議会

開催年月日時	令和8年4月16日 午後4時00分 から 同 日 午後5時30分 まで	
開催場所	東警察署5階会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下15名
	警察署	署長、副署長、会計管理官、生活安全管理官 地域管理官、刑事管理官、交通管理官 総務第一課長、総務第二課長、警備課長
議 事 概 要		
【会長挨拶（要旨）】 ○ 今年度も警察署協議会の会長として、警察と地域の皆様の声を届ける場所を作りたい。 ○ 協議会委員と警察の皆様で率直な意見交換をしたいので、よろしくお願いします。 【署長挨拶（要旨）】 ○ 今春の異動で東警察署長の職に就いた。 ○ 東警察署管内は人口も多く、各種土地開発計画も推進されており、今年は「海の中道大橋における飲酒運転事故」から20年の節目の年でもある。 ○ 今年度も「安全・安心なまち東区の実現」を図るべく、拳署一体となって各種警察活動に取り組むため、警察署協議会の委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきたい。 【東警察署協議会委員による自己紹介】 【東警察署幹部による自己紹介】 【情勢説明】 1 自転車交通違反への青切符制度導入（交通管理官） 2 管内の外国人の現状（警備課長） 【質疑応答】 ○ 委員から「警察官による現認以外での交通違反検挙について」旨質疑があり、交通管理官から「情報提供や映像等で違反を認知した場合でも、捜査を経て検		

議 事 概 要

- 挙に至る場合がある。」旨回答した。
- 委員から「自転車の車道通行に対する交通事故防止について」旨意見があり、交通管理官から「今後も道路管理者と協力して交通環境の整備を進め、道路の安全を守っていく。」旨回答した。
 - 委員から「歩車分離信号交差点における自転車の走行方法について」旨質疑があり、交通管理官から「自転車が車道を通行する際は車両用信号、横断歩道を進行する際は歩行者用信号に従う。ただし歩行者・自転車専用信号機がある場合は車道通行時にも同信号に従わなければならない。また、自転車が右折する際には、二段階右折をしなければならない。」旨回答した。
 - 委員から「高速道路における携帯電話の取締りについて」旨質疑があり、交通管理官から「携帯電話使用等違反は危険性も高い悪質な違反として、高速道路においても取締りを実施している。」旨回答した。
 - 委員から「詐欺被害に遭った方の対応方法について」旨質疑があり生活安全管理官から「詐欺被害に遭った場合、更なる被害を防ぐためにも遠慮なく通報していただき、警察として現場に赴いて関係者への聴取等、迅速な対応をしていく。」旨の回答があり、署長から「110番通報に躊躇される方も多いと思うが、110番すると警察官がすぐ現場に駆け付けるので、遠慮なく通報していただきたい。」旨回答した。
 - 委員から「自転車で違反をして反則金を納めなかった場合の手続きについて」の質問があり、交通管理官から「通告書が郵送され、それでも納付されなければ、道路交通法違反としての裁判手続きとなる。」旨回答した。
 - 委員から「自転車が第二通行帯、第三通行帯を走行した場合について」の質問があり、交通管理官から「自転車は基本的に道路の左側端に寄って走行しなければならない、通行区分違反としての反則金の対象となる。」旨回答した。
 - 委員から「自転車による交通違反の赤切符と青切符の対象事件の違いについて」旨質疑があり、交通管理官から「今回導入された自転車の青切符の対象となるのは113種類の反則行為となる違反行為であり、赤切符の対象となるのは反則行為とならない違反行為で、酒気帯び運転や妨害運転、携帯電話使用等により交通の危険を生じさせた場合の違反等、重大な違反が対象となる。」旨回答した。
 - 委員から「自転車の青切符制度導入後の取締り状況及び取締り場所について」の質問があり、交通管理官から「取締り状況について、自転車の取締りは指導警告が原則である。取締り場所は、管内全般で実施しているが、昨年の自転車関連事故の発生状況を分析して、香椎・千早地区、箱崎・馬出地区を重点地区、国道3号線、県道21号線を重点路線に選定して取締りを強化している。」旨回答した。
 - 委員から「詐欺メールの現状について」の質問があり、生活安全管理官から「フィッシング詐欺や、案内された電話番号に掛けるように指示されて被害に遭う等のケースが多い。この種の連絡が来ても無視すること。」旨回答した。
 - 委員から「技能実習生への講義を依頼する場合の最低必要人数について」の

様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）

議 事 概 要

質問があり、警備課長から「最低何人以上との制限はない。」旨回答した。

- 委員から「物件事故の処理要領について」の質問があり、刑事管理官から「物件事故処理は、現場臨場の上で見分を行うのが原則であるが、警察官による交通流の回復等緊急の措置を講じる必要がなく、車両の運転者が現に現場調査を希望せず、車両とともに警察署等に出頭することが可能なときには、省略することがある。」旨回答した。

【閉会】